

久留米市 商工労働ニュース

【事業主と従業員の皆さんのための情報紙】

VOL.
75
2026
SUMMER



第55回水の祭典久留米まつり

市は令和8年8月4日、第55回水の祭典久留米まつりを開催しました。久留米の伝統工芸品「久留米絃」の機織りの音を表現する「そろばん踊り」には、多くの市内企業が参加し、夏の暑さを吹き飛ばす盛り上がりを見せました。

Contents

特集

奨学金返還支援で人材確保・定着を強化

～代理返還支援制度の導入で企業のPR、従業員のモチベーションアップのチャンス～

2

高校生1年生が語る「働く」ということ～企業が知っておきたいZ世代のリアルな本音～

10

■職場での熱中症、他人事ではありません～従業員の命を守るために、今すぐできる対策を～

4

■2026年10月から義務化、今すぐ取り組むハラスメント対策

～従業員と求職者を守るために、今から準備を～

7

代理返還支援制度の導入で企業のPR、従業員のモチベーションアップのチャンス

市は、市内事業者の奨学金代理返還支援制度の導入を支援することにより、従業員等の経済的負担を軽減し、人材の確保と定着を促進します。

近年、奨学金を利用して高等教育機関に進学する方は増加傾向にあり、民間の調査では、約2人に1人が奨学金を利用している状況です。制度の有無は、学生の就職先選びの重要な要素の1つとなっているため、他社との差別化を図りましょう。

制度の概要

【対象事業】

- ・奨学金代理返還支援制度導入事業
令和8年4月1日以降に、日本学生支援機構の奨学金を対象とする、代理返還支援制度を導入

【交付額】

- 定額30万円、20社まで
※企業や従業員が実際に支払う返還額に対する補助ではありません。

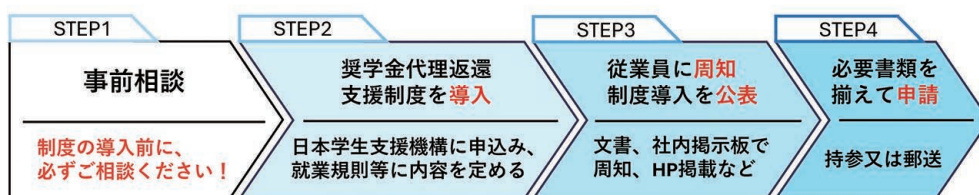
【対象者】

- 以下の全ての要件を満たす中小企業者等
- ①市内に本店もしくは本社を有すること
 - ②市税の滞納がないこと
 - ③雇用保険法の被保険者である従業員が1人以上いること
 - ④公的機関の出資事業者でないこと
 - ⑤同一年度内に、他の代理返還支援制度導入にかかる交付金を交付されていないこと
 - ⑥代理返還支援制度を5年以上継続する意思があること
- (留意事項)
日本学生支援機構の奨学金を対象とする、代理返還支援制度が対象です。その他の奨学金を対象とする代理返還支援制度は対象外。

申請期限

2月19日(金)
ただし、期限内でも予算の上限に達した時点で、受付を終了します。

申請の流れ



導入メリット

- ・採用活動で求職者にアピール
- ・従業員のモチベーション向上
- ・離職防止・定着率の向上
- ・企業イメージの向上

すでに制度を導入している企業の声

市内で、既に制度を導入している企業は9社あります。各社の担当者に制度導入に関する負担感、成果についてお聞きしました。

【負担感】

- ・制度導入に関して就業規則等を修正、日本学生支援機構との手続きが必要になるものの、そこまで大変ではありませんでした。
- ・制度の内容は柔軟に設定できるため、企業の状況にあわせて無理のない範囲で導入できます。

【制度導入の成果】

- ・従業員のモチベーション向上、企業のPRに繋がりました。
- ・実際に制度の導入を理由に求人応募がありました。

福岡県が実施する奨学金代理返還支援策

福岡県では、企業が従業員にかわって代理返還した費用の一部を補助する支援策を開始しました。

【補助率・補助上限額】

補助率：企業負担額の2分の1まで
上限額：50万円まで



問 労政課

☎ 0942-30-9046 F 0942-30-9707 ✉ rousei@city.kurume.lg.jp



(久留米市)



(福岡県)

久留米市ワークライフバランス助成金申請受付中

市は、従業員のワークライフバランスを推進し、「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」の認定を受け、働きやすい職場づくりに取り組んでいる中小企業を支援します。

制度の概要

【交付額】

定額20万円、8社まで

【対象者】

- ① 久留米市内に本社及び事業所を有すること
- ② ワークライフバランスを推進する事業者であって、国が認定する「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」のいずれかを令和8年度新たに取得したこと。
- ③ ワークライフバランス推進のため、事業の効率化や生産性向上等に取り組んでいること、または取り組もうとしていること。

※その他詳細は、市ホームページにてご確認ください。

申請期限

本助成金要件を満たした日の翌日から起算して2ヶ月を経過した日、または、令和9年3月31日のいずれか早い日。ただし、期限内でも予算の上限に達した時点で受付を終了します。



子育てサポート
「くるみん」



女性活躍推進
「えるぼし」



若者の採用育成
「ユースエール」



問 労政課

☎ 0942-30-9046 F 0942-30-9707 ✉ rousei@city.kurume.lg.jp

人材確保支援事業費補助金で採用をサポート

「求人を出しても応募がない」と悩んでいませんか。市は、合同会社説明会に出展する企業のコスト負担を軽減し、人材確保に向けた採用活動を支援します。

制度の概要

【対象事業】

合同会社説明会出展支援事業
民間の合同会社説明会・就職面談会等に出展する際の経費を補助

【補助率・補助上限額】

補助率：出展費用の2分の1まで
上限額：15万円まで

【対象者】

下記の全ての要件を満たす中小企業者等

- ① 市内に本社及び事業所等がある
- ② 市税を滞納していない
- ③ 暴力団排除条例等に該当しない

申請期限

12月28日(月)
ただし、期限内でも予算の上限に達した時点で受付を終了します。

こんな効果が期待できます！



優秀な人材との
出会いを創出！



採用コストの負担を
軽減！



企業の魅力発信で
採用力アップ！



問 労政課

☎ 0942-30-9046 F 0942-30-9707 ✉ rousei@city.kurume.lg.jp

職場での熱中症、他人事ではありません

従業員の命を守るために、今すぐできる対策を

近年、気温の上昇に伴い、職場における熱中症のリスクが高まっています。特に屋外作業や空調の効きにくい環境では、わずかな油断が重大な事故につながる恐れがあります。従業員の安全確保は企業の重要な責任です。今一度、職場での熱中症対策を見直し、事故の未然防止に取り組みましょう。

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい



判断する

(例) 医療機関へ搬送・救急隊要請



対処する

(例) 救急隊が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかける



求められる対策

- ①作業環境管理
 - ・屋外の高湿多湿場所においては、簡易的な屋根や冷房を備えた休憩場所等を設置する。
- ②作業管理
 - ・長時間作業などを見直し、作業時間を短縮する。
 - ・水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導する。
 - ・熱を吸収・保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の高い服装を着用させる。
- ③健康管理
 - ・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行う。
- ④労働衛生教育
 - ・作業を管理する者及び労働者に対する教育を行う。



問 労政課

☎ 0942-30-9046 F 0942-30-9707 ✉ rousei@city.kurume.lg.jp

脱炭素経営が企業価値の向上に

市内事業者の省エネ・環境配慮の取組を支援します

脱炭素経営とは、事業活動に温室効果ガスの排出削減の視点を取り込んだ経営のことです。2050年までにカーボンニュートラルを実現するには、中小企業・小規模事業者を含めて、すべての事業者が脱炭素経営を推進していく必要があります。脱炭素経営には、エネルギーコスト削減や競争力強化、脱炭素に関連する融資や投資を受ける機会の獲得などさまざまなメリットがあります。

市は、事業者の皆さまの脱炭素経営につながる取り組みにかかる費用の一部を補助します。

脱炭素経営推進事業補助金

【対象事業】

- ・エコアクション21認証取得促進事業

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2017年版」に基づき一般社団法人持続性推進機構が定める規格に適合する環境マネジメントシステムを認証する制度を取得する事業

- ・民間建築物ZEB[※]化サポート事業

ZEBの定義を満たす建築物を新築または改修しようとする者がZEBプランナーに実施に向けて相談する事業

※ZEBとは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

- ・省エネ診断事業

国の補助金が充当されている省エネルギー診断を受診し、市内に所在する事業所のエネルギー削減などに取り組む事業

【補助対象経費と補助率・補助上限額】

	エコアクション21	ZEB化サポート	省エネ診断
補助対象経費	エコアクション21の認証・登録料	ZEB化を検討する際にZEBプランナーに相談する費用	省エネルギー診断に要する費用の自己負担に要する費用
補助率 上限額	1/2 10万円	3/4 6万円	3/4 1万7千円

【対象者】

- ①久留米市内に本店または事業所を有する事業者
- ②久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること
- ③市税の滞納がないこと

問 環境政策課

☎ 0942-30-9146 F 0942-30-9715

✉ kansei@city.kurume.lg.jp



障害者の雇用促進や雇用の継続を図りましょう

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を通じた事業主支援を行っています。障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に限り、助成します。

電子申請にも対応していますのでご活用ください。

助成金の種類	
障害者作業施設設置等助成金 障害者福祉施設設置等助成金	作業施設、作業施設等の整備を行う事業主・福利厚生施設の整備を行う事業主
障害者介助等助成金	雇用管理のために必要な介助などの措置を行う事業主
重度障害者等通勤対策助成金	通勤を容易にするための措置を行う事業主
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	障害者を多数継続雇用し施設などの整備等を行う事業主
職場適応援助者助成金	職場適応援助者による支援を行う法人または事業主
障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った事業主
障害者能力開発助成金	障害者の能力開発の事業を行うための施設または設備の設置や整備などを行う事業主、またはその能力開発訓練事業を運営する事業主

問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

☎ 092-718-1310 F 092-718-1314 ✉ fukuoka-kosyo@jeed.go.jp



2026年10月から義務化、今すぐ取り組むハラスメント対策

従業員と求職者を守るために、今から準備を

令和8年10月1日から、「カスタマーハラスメント対策」と「求職者等に対するセクシャルハラスメント対策」がすべての企業に義務付けられます。中小企業も例外ではありません。今のうちから必要な対応を進めておくことが重要です。

何が変わるのか

改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法の施行に伴い、令和8年10月1日からハラスメント対策が強化され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

カスタマーハラスメントとは

顧客等の言動で「社会通念上許容される範囲を超え」「労働者の就業環境が害される」ものです。電話やSNS等のインターネット上での行為も含まれます。

企業には、カスタマーハラスメントに毅然と対応し、労働者を保護する旨の指針を明確化するなど、具体的な措置を講じることが義務付けられます。

求職者等へのセクシャルハラスメントとは

採用活動等における「性的な言動」により求職活動等が阻害されることを指し、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

企業には、求職活動等に関するルールを明確化し、労働者・求職者等に周知するなど、適切な措置を講じることが義務付けられます。

これらの対策を講じることが、事業主の責務です。今から準備を進めましょう。

詳細な内容や具体的な対策については、厚生労働省ホームページでご確認ください。



(法改正情報)



(ハラスメント対策の
総合情報サイト)

問 福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課

☎ 092-643-3592 F 092-643-3619 ✉ koyokankyo@pref.fukuoka.lg.jp

生活費のことで困ったときにはまず相談

中小企業で働く従業員の味方「わくわくローン」

市は、自社内に融資制度のない中小企業の従業員を対象に生活資金の貸し付けを実施しています。年3.1%の低金利・無担保で教育や冠婚葬祭、マイカー購入、借入返済など幅広い用途で利用できます。さらに久留米市広域勤労者サービスセンター(KSC)の会員であれば、金利の優遇もあります。無料相談も実施しているので、九州ろうきんにご相談ください。

制度の概要

貸付金額	10万円以上200万円以内
返済期間	10年以内
貸付金利	年3.1%
担保・保証人	原則不要
利用目的	教育費、医療費、冠婚葬祭費、住宅改良費、借入返済費など

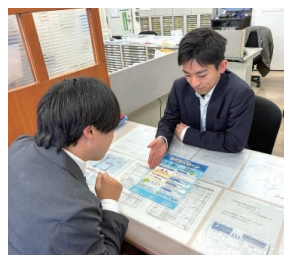
問 九州労働金庫ローンセンター久留米

☎ 0942-33-7117 F 0942-33-7123

こういった方々からご相談いただいています

- ・「今月の生活費が足りない。少額でも良いから借りたい。」
- ・「借入返済ってどこに相談したら良いか分からない。」

1万円単位で貸付を行っているため、少額からでも利用可能。困った時には、まずはご相談ください。



お知らせ

今こそ始めどき、社員みんなで取り組む健康づくり

久留米市保健所が働く人と会社の元気を応援します

従業員の健康づくりに戦略的に取り組む「健康経営」には、企業の生産性・ブランド力の向上、地域社会の評価獲得など、多くのメリットがあります。

企業の皆様が、「健康経営」に取り組むきっかけとなるよう、専門職等による取組支援を行います。

対象

健康経営優良法人認定を受けていない従業員数50人未満の事業所で、従業員の健康づくりに意欲のある市内事業所

支援内容

従業員の健診データなどの分析や企業の希望に基づき、保健師などの専門職が具体的かつ実現可能な健康づくりの取組プログラムを提案します。

また、簡易検査キットを使用し、取組継続のモチベーションアップを図ります。

【検査キット例】血糖スパイク

食後の急激な血糖上昇を尿で簡易測定。
将来的な糖尿病の発症リスクを判定します。



実施の流れ



費用等

- ・検査キットの費用は保健所が負担しますが、1事業所あたりの検査人数については、協議のうえ決定します。
- ・講座会場での使用料や3ヶ月間の健康づくりの取組に費用が発生する場合、事業所で実費負担願います。保健所は、講師派遣や取組の企画支援を行います。

申込方法

申込は、保健所健康推進課まで(電子申請)

問 保健所健康推進課

☎ 0942-30-9331 F 0942-30-9833

✉ ho-kenko@city.kurume.lg.jp



設備投資により生産性向上・賃上げに取り組む事業者を支援します

賃上げ表明を位置付けた「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費に対して最大500万円を補助します。

制度の概要

【対象設備】

当該計画に基づき導入する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備

※当該計画において固定資産税等の課税標準の特例の対象となるもの（設備の種類に応じて最低取得価格の設定があります。）

※消費税及び地方消費税、振込手数料は補助対象外

【補助率・補助上限額】

補助率：対象経費の2分の1まで 上限額：500万円

【対象者】

次のすべての要件を満たす者

- ①中小企業等経営強化法第2条第1項における「中小企業者」
- ②令和7年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定（変更）申請を行い、久留米市の認定を受けていること
- ③上記計画において、雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げを実施する方針に従業員に対して表明していること
- ④市税の滞納が無いこと
- ⑤みなし大企業でないこと 等

受付期限

12月28日(月)

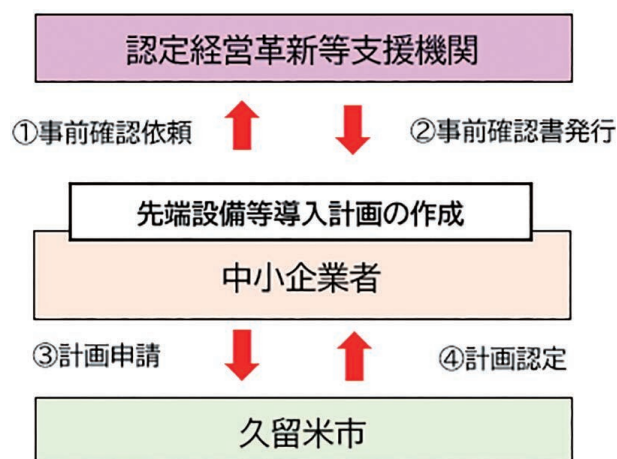
※期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

留意事項

- ・補助金の交付決定前に契約・発注した経費は、対象外となります。
- ・他の機関・制度から助成を受ける経費は、対象外となります。
- ・申請にあたっては、要綱、申請の手引き、Q&Aをよくご確認ください。

先端設備等導入計画について

- ・「先端設備等導入計画」は、中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画です。
- ・認定経営革新等支援機関からの事前確認を受けた上で、所在する市区町村に「先端設備等導入計画」の申請を行い、認定を受けることができます。
- ・認定を受けると税制支援や金融支援などを活用することができます。



先端設備等導入計画の主な要件

計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、直近の事業年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
設備の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

固定資産税等の課税標準の特例

適用要件	・雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針 ・投資利益率5%以上の投資計画に記載
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明： 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明： 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備



望まない受動喫煙の防止に取り組む飲食店を市HP等で紹介・PR

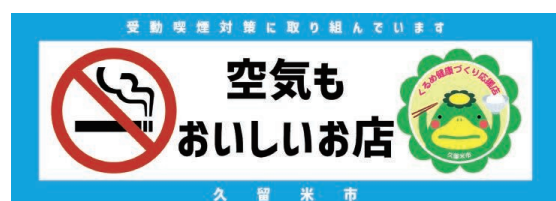
空気がきれいなお店は選ばれるお店。令和7年に実施した市政アンケートでは約6割が喫煙可能・禁煙の標識表示の有無が飲食店を利用する際の判断基準になると回答。また、そのうちの約6割が「全面禁煙」の表示がある飲食店を利用したいと回答しています。

市では、望まない受動喫煙の防止のため、店内禁煙等に取り組む飲食店等を「空気も美味しいお店」として登録する制度を運用しています。登録いただいた店舗の情報は、市のホームページ等で広く市民に紹介・PRします。すでに「全面禁煙」に取り組んでいる店舗は、ぜひ登録申込をご検討ください。

登録の要件

次の3つの要件をすべて満たしていること

- ①店舗内終日禁煙（テラス席含む）
- ②敷地内の受動喫煙防止に努めている
- ③市の受動喫煙防止の周知・啓発に協力できる



登録するメリット

- ・受動喫煙の心配がなく、妊娠中の方や子どもなど誰もが安心して利用できるお店としてイメージアップにつながる。
- ・久留米市の公式ホームページ等でお店を紹介・PR
- ・店舗掲示用のオリジナルステッカーを交付

問 保健所健康推進課

☎ 0942-30-9331 F 0942-30-9833

✉ ho-kenko@city.kurume.lg.jp



紹介

研修・実習に最適、久留米人材開発センターのご案内

実習場や教室を用途に応じて利用可能、見学も可能

教育訓練や技能検定のためのスペースをお探しではありませんか。福岡県立久留米高等技術専門校に併設している久留米人材開発センターでは、広い実習場や多目的教室など、用途に応じた施設を低コストで利用できます。施設見学も可能ですので、ぜひご検討ください。

利用できる施設一覧

フロア	名称	広さ (㎡)	収容人数
別棟2階	実習場	440.5	用途に応じて
2階	多目的教室	108.1	22人
3階	教室	34.6	20人
	会議室	21.5	12人
	セミナールーム	44	24人
	製図教室	108.2	48人
	視聴覚教室	105.5	42人

利用者負担金

- ・光熱費・動力費のみ。光熱費は時間単価に利用承認時間を乗じた額です。
- ・動力費はアーク溶接・クレーン等動力機器を使用する場合に徴収致します。

アクセス

西鉄バス「百年公園前」バス停徒歩約2分

西鉄バス「久留米総合庁舎前」バス停徒歩約8分

自家用車でお見えになる方には、駐車場あります。

利用時間

- ・平日・土日・祝日（5月3.4.5日 年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
- ・午前8:30～午後9:00（利用時間は準備・後片付けに要する時間を含みます）
- ・利用時間は1時間単位とし、1時間に満たない場合は切り上げと致します。

利用方法

まずはお電話でご連絡ください。ご利用日程が決まりましたら、利用承認申請書にご記入の上、ご利用7日前までにご提出をお願いいたします。利用承認申請書について、メールでの送付を希望する場合は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

問 久留米人材開発センター

☎ 0942-30-0560

✉ kurume-sot@pref.fukuoka.lg.jp



事業所税が非適用に、制度変更のお知らせ

令和8年5月29日以降の事業年度(決算分)より課税されません

久留米市では、これまで一定規模以上の事業所に対して「事業所税」を課税してきましたが、令和7年国勢調査の結果により、人口要件を満たさなくなったことから、令和8年5月29日付で課税団体の指定が取り消されました。

事業所税とは

人口30万人以上の都市などで一定規模以上(床面積1,000㎡超または従業者100人超)の事業所に課される地方税です。

これまでの久留米市の状況

下記の2つの人口要件のうち、いずれかの人口要件を満たしていたため、事業所税を課税していました。

- ① 1月1日時点の住民基本台帳に記録されている人口が30万人以上
- ② 官報で公示された国勢調査の結果による人口が30万人以上

令和8年5月29日に令和7年国勢調査の結果が公示(発表)され、前記の①②ともに30万人を下回ったため、同日付で人口要件を満たさなくなりました。

今後の取り扱い

久留米市の事業所税の指定取消日は、5月29日となります。同日以降に決算を迎える事業所は、事業所税が課税されませんので、申告及び納付は不要となります。

問 市民税課

☎ 0942-30-9098 F 0942-30-9753

✉ siminzei@city.kurume.lg.jp



紹介

マイボトルで愛を問う、地球にいいことしてますか

今日から始めるエコ習慣

照りつける太陽、喉を潤す一杯。そのコーヒー、「マイボトル」にしてみませんか？
飲み頃の温度をキープできるだけでなく、実はプラスチック削減や節約にも直結する最強の選択肢。あなたのカバンに忍ばせたその一瓶が、家計への優しさで地球への愛に変わります。今日から「美味しく・賢く」エコを始めましょう！

お気に入りの水筒を相棒に街へ出れば、お好みの温度をキープした最高の一杯を楽しみながら、環境を守ることにつながります。マイボトル推奨店にはすでに、こだわりのカフェや話題のキッチンカー、身近なコンビニなど、50店舗以上が登録中。

また、共に歩んでくださる店舗様も随時募集中です。

問 資源循環推進課 ☎ 0942-30-9143 F 0942-37-3344

✉ seigyou@city.kurume.lg.jp

登録店舗は市のホームページで広くご紹介します。

今日からマイボトル推奨店で、美味しく賢いエコ習慣を始めてみませんか？



募集

シルバー人材が、「ちょっと手が足りない」をサポート

久留米市シルバー人材センターでお仕事お引き受けします

「人手が足りない」「自分でやるのは大変」そんな時は、シルバー人材センターにお任せください。公共性の高い団体なので、安心してご依頼いただけます。

こんなお悩みに応えます

- ・繁忙期だけ商品の梱包や仕分けを手伝ってほしい
- ・手間がかかる封筒入れなどの軽作業を頼みたい
- ・庭の草刈りや除草作業が追いつかない

知っておいてほしいポイント

- ・受注できる業務は、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」(月10日または週20時間未満)となります。
- ・土日祝日の就業にも対応します。
- ・作業中の事故は、センター加入の保険で対応します。

※お申し込み順でのご案内となります。従事者の選定などにお時間をいただくため、余裕を持った早めのご相談がおすすめです。



問 (公社) 久留米市シルバー人材センター

☎ 0942-35-5229 F 0942-35-5974

高校1年生が語る「働く」ということ

企業が知っておきたいZ世代のリアルな本音

南筑高校1年生を対象に「働くこと」に関する意識についてインタビューを実施しました。進学・就職を控える前の段階の高校生たちは、働くことに対してどう考え、何に不安や期待を感じているのでしょうか。

高校1年生のリアルな声をもとに、今後の採用戦略に活かしてください。

「働くこと」＝「大変そう」が第一印象

- ・兄弟が多いから両親共働きで、帰ってくるのが遅い時もあるから大変そう。
- ・パワハラとかセクハラとか色々大変そう
 - ・YouTubeとかで、好きな仕事をしている姿を見る
- ・と、楽しそうに感じる。

不安の背景にある「お金」と「選択」

- ・物価が高騰し続ける中で、給料はあまり上がらないから、1人で生活していけるか不安。
- ・理系文系、大学に行く行かないなどの選択は、簡単にやり直せないから、将来がすごく不安。
- ・将来なりたい職業のために、資格やスキルの勉強をしていきたい。

将来への期待「好きなこと」「人との関わり」

- ・人と話すこと好きなので、それを活かした仕事に就きたい。
- ・ブランドを立ち上げ、好きな服を発信したい。
- ・カフェを巡ったり、コスメとかが好きなので、そういった好きを仕事にしていきたい。
- ・プライベートで海外にたくさん行きたいので、安定した収入があって、仕事と生活を両立できるような仕事に就きたい。

「安定」よりも「やりがい」

- ・楽しくないと続かないと思う。
- ・人の役に立ちたいという思いがあるから、自分にとってやりがいがあるかどうかを重視したい。
- ・自分の意見が通ったときにやりがいを感じるののでそういった雰囲気のある会社を選びたい。

「働きたい会社」の条件第1位は「人間関係」

- ・先輩たちが楽しそうな会社が良い。
- ・仕事だけでなく、休みの日とかも遊びに行ったり、ご飯を食べに行ったりできる職場が良い。
- ・悩みを相談できたり、きちんと話を聞いてくれる、そんな風通しの良い会社で働きたい。
- ・それぞれの個性を出すことができ、誰もが働きやすい職場だったら働きやすい。

まとめ

今回のインタビューから、高校生が「働くこと」に対して「大変そう」、「ブラックな会社では働きたくない」など、現実的な不安を抱きつつも、「自分の好きなことを仕事にしたい」、「自分らしさや趣味を活かせる仕事につきたい」など、将来を期待する声も多くあがりました。

また、意外にも「安定した仕事」を選びたいという高校生は少なく、「楽しく働きたい」、「人の役に立ちたい」など、やりがいを重視していることが明らかになりました。

特に「人間関係」、「働きやすさ」、「自己実現」は、企業選びにおいて重要な要素になります。

今後、企業が若者に選ばれるためには、「給与」や「福利厚生」などの待遇面の向上だけでなく、働きやすい職場環境の整備が重要になってきます。

高校1年生のリアルな声を、今後の採用活動に活かしてください。



左から濱本さん、東さん、黒川さん、内田さん



久留米市 商工労働ニュース75号

2026年夏8月31日発行

凡例:

問 問い合わせ先 申 申し込み先・問い合わせ先
☎ 電話 F FAX ✉ Eメールアドレス 所 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

久留米市労政課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL 0942-30-9046

FAX 0942-30-9707

E-mail:rousei@city.kurume.lg.jp